

# 無罪判決を求める要請書

大阪地方裁判所 御中

住所・  
団体名

代表者名

印

貴裁判所係属中の平成23年（わ）第2454号事件に関し要請します。

本件は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、「関生支部」）が、関西宇部株式会社（以下、「関西宇部」）に対してとりくんだ行動が「威力業務妨害」罪にあたりとされたものです。

当時、関生支部は、大阪府下で広がる生コンの安売りを防止するための政策活動に全力をあげていました。その一環として、大阪広域生コン協同組合の執行部に対し、かつてアウトサイダーだった業者が協組に加入したのちも協組のルールを無視して安売り乱売を続けているのを止めさせるよう求めていました。とくに、協組の副理事長会社である関西宇部は、協組運営の根幹に関わる値引き販売を行うこの業者に対し指導責任を負う立場にありながら、なんら責任ある役割をはたさないことから、昨年5月、同社の各工場に抗議申し入れに出かけたものです。

このように、関生支部の行動は、適正な販売価格維持によって中小企業の経営安定と労働者の雇用安定を求めることを目的にした、産業別労働組合として当然の組合活動です。その態様も同社に対する説得活動の域をでるものではなく、違法性はありません。

まして、本件は、①昨年5月のできごとを1年も経過した2011年5月になって刑事事件としたこと、②すでに民事裁判で当時のできごとの当否が仮処分裁判や営業妨害差止裁判で係属中であり、労使双方の主張や証拠もこの民事裁判で出尽くしており、新たな証拠収集などの必要はまったく必要ないのに、③任意の事情聴取もなしに関生支部の役員・組合員13人をいきなり逮捕したのです。

正当な組合活動が政治的な意図で刑事事件に仕立てあげられたものといわざるをえません。貴裁判所におかれては、正義と真理の実現の見地に立って、以下の通り対処されるよう要請します。

1. 被告らの行動が産業別労働組合としての正当な目的を有し、その態様においても違法性はないことから、速やかに全員無罪の判決を下してください。

以上

---

署名集約先 ● 〒111-0053 東京都台東区浅草橋4-4-1 THE FWビル3F  
全日本建設運輸連帯労働組合 電話03(5820)0868  
● 〒550-0021 大阪市西区川口2-4-28 ユニオン会館  
全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 電話06(6583)5546